



村 千鶴子 Mura Chizuko

東京経済大学現代法学部教授・弁護士 日本消費者法学会理事
 専門は契約法、消費者法。国民生活センター消費者判例情報評価委員会、経済産業省消費経済審議会、東京都消費者被害救済委員会などの委員を務める。著書に「Q&A消費生活相談の基礎知識—知っておきたい民事のルール—(ぎょうせい)、『誌上法学講座—特定商取引法を学ぶ—』(国民生活センター)ほか多数。

契約をやめる(2)

— 契約の解除 —

1 はじめに

有効な契約を締結した場合には、契約当事者は、その契約を守る義務があります。消費者だからといって、いったん結んだ契約を一方的にやめる権利が当然にあるわけではありません。

ただし、契約当事者が制限行為能力者である場合や契約締結過程に問題があり、民法などの法律による取消事由がある場合には、取消権者が取消しできることは前回説明したとおりです。

このように、いったん締結した契約を取消しできる場合とは、契約当事者の能力や契約の締結過程などに問題があって「完全に問題のない有効な契約とはいえない」ものに対して、保護する必要がある契約当事者に取消権を与えたというものです。

では、完全に有効な契約を締結した場合には、契約は解消できないのでしょうか。実は、完全に有効に成立した契約—契約当事者の能力や契約の締結過程に問題があるわけではない場合—であっても、契約を解消することができる場合があります。このような場合を「**契約の解除**」といいます。

今回は、契約を解除できる場合とは、どのようなときかを取り上げます。

2 法定解除と約定解除

民法では、解除権の行使として、「契約又は法律の規定により当事者の一方が解除権を有するときは、その解除は、相手方に対する意思表示によってする。

2 前項の意思表示は、撤回することができない」(540条)と定めています。

契約を解除できる場合としては、大きく分けると**法定解除**(法律の規定により当事者の一方が解除権を有する場合)と**約定解除**(契約の規定により当事者の一方が解除権を有する場合)の2種類があるといっているわけです。

法定解除は、民法で定めている**債務不履行**や**瑕疵担保責任**を理由とする契約解除が最も典型的なものです。解除をすると、その効果としては「当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない」(545条1項)と定められています。債務不履行による解除により、損害が発生している場合には、さらに損害賠償請求もできます(同条3項)。

消費者保護関係では、特定商取引法(以下、特商法)などで定められている**クーリング・オ**



フ制度が有名ですが、これも法定解除権に該当します。

約定解除とは、契約で当事者間が解除できるという内容の合意をしている場合です。売買契約などでも、契約の中で解除できる旨の規定がある場合には、有効に成立していても契約の解除ができるわけです。通信販売の場合の返品制度は、通常は約定解除に該当します*。

3 債務不履行解除

民法では、「当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる」(541条)、「履行の全部又は一部が不能となったときは、債権者は、契約の解除をすることができる。ただし、その債務の不履行が債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない」(543条)と定めています。前者は、履行遅滞による解除権、後者は履行不能による解除権です。

民法上の条文はありませんが、不完全履行の場合にも、債務不履行に当たり、場合によっては契約を解除することができます。

履行遅滞による解除とは、分かりやすく説明すると次のような意味です。消費者が、販売業者からある商品を購入する売買契約を締結し、引渡日と代金の支払日を決めました。商品の引渡日が来ても販売業者が商品の引渡しをしてくれません。これが、典型的な履行遅滞の場合です。履行期限が過ぎているのに商品の引渡しされない場合には、購入者である消費者は、販売業者に対して「相当の期間」を定めて履行の催告をします。「相当の期間」とは、債務の内容によっても違ってきますが、簡単な債務であれば数日程度、複雑なものであったりして手配が大変な債務の場合には2週間前後でしょうか。つまり、「あなたは履行期限が過ぎているのに商品の引渡しをしてくれない。については、本書が

到達してから5日以内に商品の引渡しをしてください。この猶予期間内に引渡しがなければ、契約を解除しますよ」といった内容の通知をするわけです。もし、その猶予期間内に履行があれば、契約の履行がされたことになるので、契約の解除は問題にならなくなります。猶予期間内に商品の引渡しがされなければ、買い手である消費者は契約を解除することができます。契約を解除すれば、最初にさかのぼって契約は解消されるので、買い手である消費者には代金の支払債務はなくなるわけです。

不完全履行というのは、債務の履行はされたけれども債務の本旨からみたら不完全な履行だったという場合を意味します。不完全の内容はさまざまなものがありますが、ここでは分かりやすい例を挙げてみます。5客のコーヒーカップのセットを購入したところ、契約に基づいて引き渡されたカップの1つが割れていた場合などは典型的な不完全履行に該当します。購入者としては、「1個が割れていたので、5日以内に割れていないものと交換してください」などと相当な猶予期間をおいて完全履行を求めることとなります。

販売業者が応じてくれない場合には、債務不履行解除ができるでしょうか。実は、この問題はそう簡単ではなくて、「契約を締結した目的を達成できないほど大きな不履行」であれば契約の解除ができますが、そうではない場合には、損害賠償請求しかできないことになっています。したがって、この売買契約は5個セットであることに特別な意味がある契約だったかどうか問われることとなります。1個でも欠けていれば、契約した意味がない場合には債務不履行解除ができますが、そうではない場合には1個欠けていることによって生じた損害の賠償を求めることとなります。

4 ある相談事例

こんな事例を聞いたことがあります。消費者



が呉服店で呉服を購入しましたが、契約してからしばらくして「高価な買い物をしてしまった」と後悔していました。買うんじゃなかったと思っていたわけです。そのうち、契約で定めた呉服の引渡期日が来たのですが、仕立てが遅れていたのか引渡期日には呉服は引渡しされませんでした。そこで、消費者は「ラッキー。相手が契約を守らないんだから、約束違反を理由に契約解除ができる」と思ったわけです。

しかし、そういうわけにはいきません。履行遅滞の場合には「催告解除」が原則です。したがって、販売業者に対して相当の猶予期間を定めて履行請求をする必要があります。そして、その猶予期間を経過しても履行されなかった場合にはじめて契約を解除できます。

そういわれた消費者いわく、「請求なんかしたら、呉服を引き渡されてしまって、受け取って支払いをしなくちゃいけないじゃない。とんでもない。呉服は要らないから、契約は解除したいんです」。

残念ながら、そういう主張は通りません。民法では、いったん成立した契約は「守る・守らせる」のが原則だと考えています。したがって、自分が契約後に気が変わったときに、たまたま相手が履行遅滞をしてしまったからといって、催告しないで解除してしまえ、というわけにはいかないのです。相手に対して相当な期間を定めて催告しても履行されない場合には、契約を続ける意味がなくなってしまうので、債務不履行解除できると定めているわけです。

5 瑕疵担保責任

売買契約で、引き渡された商品に隠れた瑕疵がある場合には瑕疵担保責任の問題が生じます。民法では、「売買の目的物に隠れた瑕疵があったときは、第566条の規定を準用する」(570条)「…買主がこれを知らず、かつ、そのために契約をした目的を達することができないときは、買主は、契約の解除をすることができる。この

場合において、契約の解除をすることができないときは、損害賠償の請求のみをすることができる」(566条1項)と定められています。瑕疵担保責任は、債務不履行とは違って帰責事由は必要とはされない無過失責任です。売主に帰責事由がなくても瑕疵担保責任は負わなければなりません。

商品の隠れた瑕疵が大きくて使い物にならないと、売買契約を締結した意味がないこととなります。したがって、このような場合には契約の解除ができます。しかし、瑕疵がそれほど大きいものではなく、使うことができる場合には、契約の解除はできません。傷物は瑕疵のないものよりも価値が劣りますから、それによって被った損害について、消費者は損害賠償するように請求できることとなります。

債務不履行でも瑕疵担保責任でも、「契約をした目的を達することができない」かどうかは、客観的に評価することとなります。個々の消費者に選択権があるわけではありません。

「ほかの購入者は、損害賠償で我慢できるかもしれないが、自分は我慢できないので、契約を解除する。使おうと思えば使えないわけではないが、自分としては、完全な商品を購入したかったわけで、傷物であれば欲しくない」という消費者は結構います。消費者にとって「買い物」という消費行動は、単なる経済活動ではなくて趣味や嗜好、場合によっては自己実現の場合があるので、このような気持ちも分からないではありません。しかし、法律の世界では、契約は経済活動として考えられているので、このような精神的な満足度などは配慮するしくみになっていないのです。

6 クーリング・オフ制度

特商法では、訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引、訪問購入について、クーリング・オフ制度を設けています。



訪問販売のクーリング・オフ制度の概要をみると、特商法9条で「…契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者又は…契約を締結した場合におけるその購入者若しくは役務の提供者を受ける者（「申込者等」という）は、書面によりその…契約の申込みの撤回又はその…契約の解除（「申込みの撤回等」という）を行うことができる。ただし、申込者等が第5条の書面を受領した日（その日前に第4条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して8日を経過した場合…においては、この限りでない」と定めています。

連鎖販売契約の場合には、特商法40条で、「連鎖販売業を行う者がその連鎖販売業に係る連鎖販売契約を締結した場合におけるその連鎖販売契約の相手方（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人に限る。以下この章において「連鎖販売加入者」という）は、第37条第2項の書面を受領した日…から起算して20日を経過したとき…を除き、書面によりその連鎖販売契約の解除を行うことができる。この場合において、その連鎖販売業を行う者は、その連鎖販売契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない」と定めています。

これは、契約締結が問題なく行われ契約は有効に成立している場合でも一定期間は消費者からの無条件の解除を認める制度を設けたもので、法定解除権に当たります。

クーリング・オフ制度の場合には、解除した場合の効果は民法によるのではなく、清算方法についても特別な規定を詳細に定めている点が特徴です。これは、消費者にとって活用しやすいように制度の設計がされているためです。

7 約定解除権

約定解除権つまり契約で一方当事者に契約締結後も解除できる権利を与える特約を付けるも

のとしては、手付^{てつけ}が最も一般的です。

手付は、不動産の売買契約などで日常的に利用されていますが、それ以外の売買契約でも利用される場合があります。手付は、一般的には売買価格の1割前後の金額を売買契約締結時に支払う、という方法で行われます。

民法は、手付について次のように定めています。「買主が売主に手付を交付したときは、当事者の一方が契約の履行に着手するまでは、買主はその手付を放棄し、売主はその倍額を償還して、契約の解除をすることができる。

2 第545条第3項の規定は、前項の場合には、適用しない」（557条）。

つまり、手付は約定解除権の特約であると推定するとしているわけです。ただし、契約で、「これは解約手付ではないですよ」ということを明確にしている場合には、解約手付とはみなされません。例えば、「これは証約手付であって解約手付ではない」ということを契約条項で定めれば、約定解除権は認められません。しかし、単に「これは証約手付である」という条項を定めただけでは、解約手付であることを排除しているわけではないので、解約手付でもあるし証約手付でもある、と解釈されます。

さらに、解約手付の場合には、買主は手付を放棄して契約を解除でき、売主は手付を倍返しして契約を解除でき、いずれの場合にも、それ以外の損害賠償請求はできないものとされています（同条2項）。

ただし、手付による契約解除は、契約の相手方が契約の履行に着手するまでに限って行うことができるものです。契約後履行が終わる前ならいつまでも解除できるわけではありません。契約を締結してから日にちが経過して相手方が契約を履行をするための準備を始めてしまうと解除はできなくなるので注意が必要です。

* 商品や指定権利の通信販売では、広告表示に返品制度の有無や内容を表示することが義務づけられています。この表示による返品制度は約定解除権ということになります。